

2021年度における 政府実行計画の実施状況 (概要)

2023年 6 月
環境省

政府実行計画の実施状況の点検について

【政府実行計画について】

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条に基づき、政府は、地球温暖化対策計画に即して、政府の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出削減計画である政府実行計画を策定するものとされている。
- 2016（平成28）年5月13日、地球温暖化対策計画の閣議決定と併せ、政府実行計画が閣議決定された（計画期間は2016年度～2030年度）。
- 2021（令和3）年4月に表明した2030年度温室効果ガス削減目標を踏まえ、同年10月22日、地球温暖化対策計画の改定（閣議決定）と併せ、政府実行計画が改定（閣議決定）された（計画期間は閣議決定日～2030年度）。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第7項において、政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表することとされている。

【政府実行計画の実施状況の点検方法】（政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）より抜粋）

政府実行計画の推進・点検については、地球温暖化対策推進本部幹事会において行う。各府省庁は、その取組の進捗状況を厳格に、かつ定量的に点検し、目標達成の蓋然性の向上に努めるものとする。環境省は、各府省庁の実施計画の点検結果を取りまとめ、各府省庁の参加の下で中央環境審議会の意見を聞いて、その意見とあわせて点検結果を地球温暖化対策推進本部幹事会に報告するものとする。

※今回の点検の対象は2021年度であり、2021年10月に政府実行計画が改定されたが、改定された政府実行計画に基づき各府省庁に調査を行い、結果を取りまとめた。

政府実行計画の概要（2021（令和3）年10月22日閣議決定）

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。

※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年度までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

2050年カーボンニュートラルの達成のため、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、**脱炭素化された電力による電化を進める**、**電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換**することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

2021年度の進捗状況①

対象	目標値 (改訂前の計画での目標)	2021年度の進捗 (前年度からの進捗)
温室効果ガス排出量	2030年度までに2013年度比で50%削減 (2020年度までに2013年度比で10%削減、 2030年度までに2013年度比で40%削減)	調整後排出係数(注) で28.0% 減少 (9.6pt 減少)
電動車の導入	・代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車※ ・ストックでも2030年度までに全て電動車 ※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車 (2020年度までに次世代自動車※40%、 2030年度までにほぼ全て次世代自動車とする) ※次世代自動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車	導入率：29.1% (5.1pt 増加)
再生可能エネルギー電力の調達	2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする (新規目標)	調達割合：27.0%
LED照明の導入	2030年度までに既存設備を含めたLED照明の導入割合100% (2020年度までにストックで50%)	導入率：27.5% (4.6pt 増加)

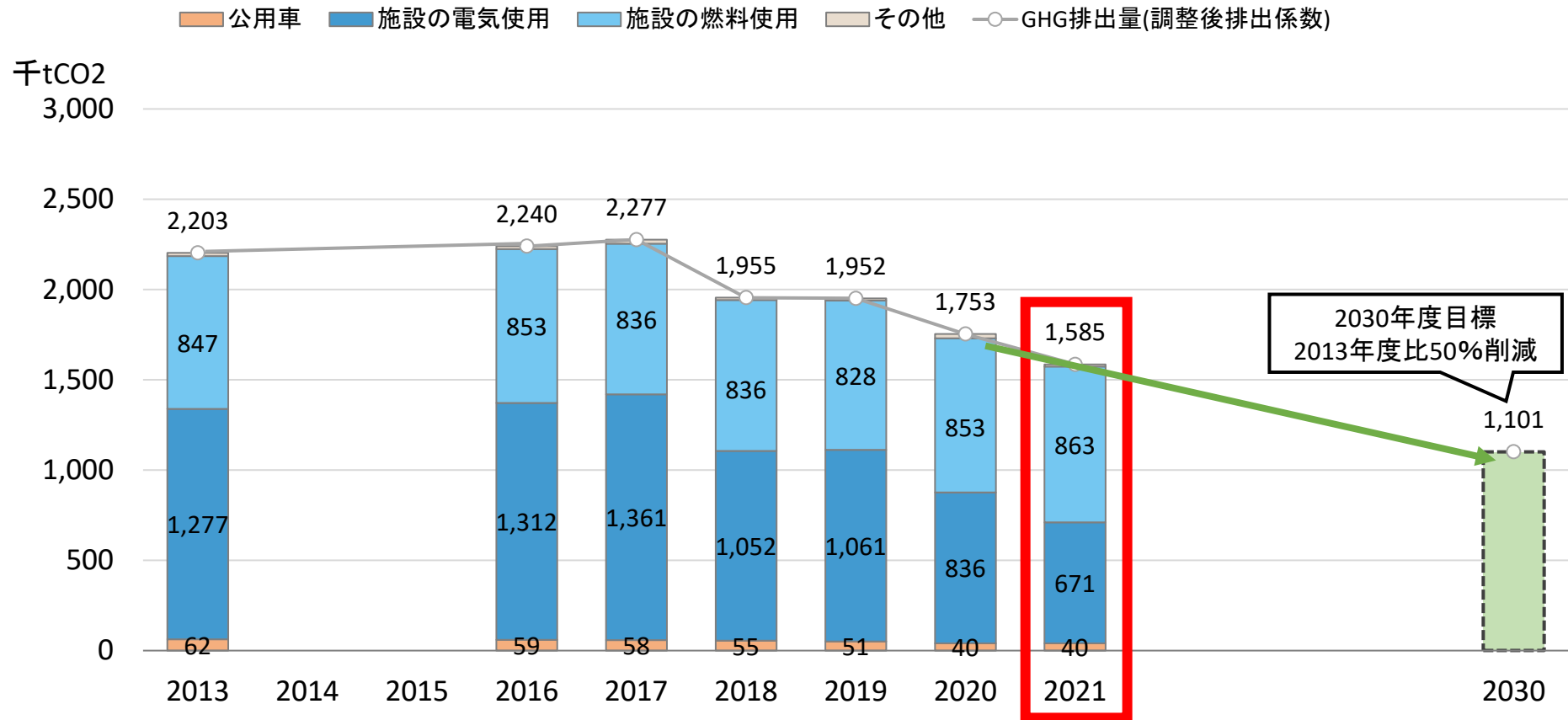
注：政府全体における温室効果ガス排出量のうち、電気については電気購入量に、小売電気事業者の調整後排出係数を乗じて算定。調整後排出係数とは、当該電気事業者が供給する電気の発電時の二酸化炭素排出量を、非化石証書の使用量等を考慮し調整した上で、販売電力量で除した値。

2021年度の進捗状況②

対象	目標値 (改訂前の計画での目標)	2021年度の進捗
太陽光発電の導入	2030年度までに設置可能な建築物（敷地含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置 (新規目標)	導入割合：6.4% (2021年実績) 導入割合：6.5% (2022年度導入見込みを加えた値)
新築建築物のZEB化	・新築建築物は原則ZEB Oriented相当以上 ・2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当 (新規目標)	※2021年度の新築建築物は政府実行計画改定以前から設計を行っているため、本目標の対象外 参考 2021年度の新築建築物の状況： 『ZEB』相当2件 ZEB Ready相当1件 ZEB Oriented相当1件

目標対象範囲の温室効果ガス排出量の推移 [調整後排出係数]

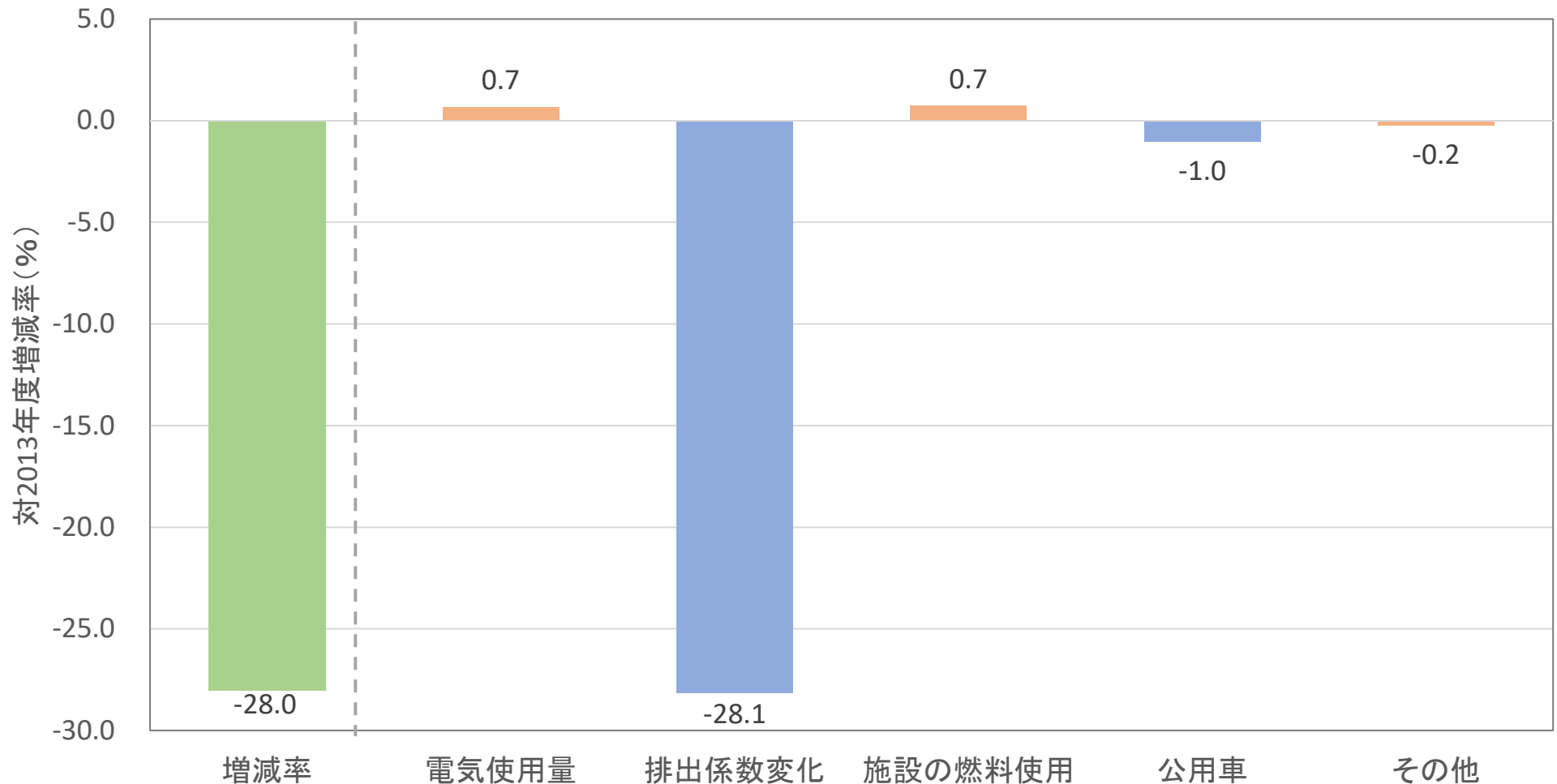
- 改訂前の計画での2030年度目標は2013年度比40%削減だったが、改定後の計画では2030年度に2013年度比50%削減を目標としている。また、基礎排出係数に加え、調整後排出係数を用いて算定した総排出量を用いて評価できることとした。
- 2021年度の政府全体における調整後排出係数に基づき算出した温室効果ガス排出量は、前年度比で9.6%減少、2013年度比で28.0%減少。
- 2030年度目標に向けては順調に推移していると思われる。



※図中の数値は小数点以下を四捨五入して表示。上記の変動率は、小数点以下を含めた数値で算出したもの。

温室効果ガス排出量の増減率の内訳分析 [調整後排出係数]

○2021年度の調整後排出係数に基づき算出した温室効果ガス排出量は、2013年度比で28.0%減少している。
この内訳として、排出係数の変化による減少が28.1%である。



各府省別の温室効果ガス排出量とその要因分析 [調整後排出係数]

省庁名	(注1)	(注1)	2013年度比増減率	2013年度比増減率の内訳						(参考)	(参考)
	2013年度	2021年度		公用車	施設の電気	電気使用量変化分	排出係数変化分	施設の燃料使用	その他	2030年度削減目標	2030年度目標排出量
	(tCO2/年)	(tCO2/年)									
			(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	tCO2/年
内閣官房	14,614	8,818	-39.7%	-0.1%	-39.0%	-14.3%	-24.7%	-0.6%	0.0%	(注2) -50% 以上	7,307
内閣法制局	260	256	-1.7%	-3.1%	-11.8%	-10.5%	-1.3%	13.2%	0.0%	-50%	130
人事院	1,549	1,496	-3.4%	-0.7%	-13.1%	-12.5%	-0.6%	10.4%	0.0%	-50%	774
内閣府	27,919	9,693	-65.3%	-0.8%	-28.3%	-0.8%	-27.5%	-36.1%	0.0%	(注2) -50% 以上	13,959
宮内庁	5,401	2,967	-45.1%	-0.6%	-43.6%	3.8%	-47.4%	-2.7%	1.9%	-50%	2,700
公正取引委員会	1,072	1,156	7.9%	-3.0%	13.2%	0.2%	13.0%	-2.4%	0.0%	(注3) -	-
警察庁	29,178	25,555	-12.4%	-1.1%	-9.6%	1.8%	-11.4%	-1.8%	0.1%	(注3) -	-
金融庁	3,165	3,105	-1.9%	-1.6%	-14.7%	-16.6%	1.9%	14.4%	0.0%	(注3) -	-
消費者庁	332	334	0.7%	-0.4%	10.8%	14.8%	-4.0%	-9.7%	0.0%	(注3) -	-
復興庁	409	557	36.1%	-16.2%	28.9%	41.8%	-12.9%	23.4%	0.0%	(注3) -	-
総務省	13,310	9,961	-25.2%	-1.7%	-21.9%	-5.8%	-16.1%	-1.4%	-0.2%	-50%	6,655
法務省	273,107	213,449	-21.8%	-0.8%	-17.3%	1.3%	-18.5%	-4.2%	0.5%	-50%	136,553
外務省	4,860	5,347	10.0%	-2.0%	8.3%	-10.3%	18.6%	3.7%	0.0%	-50%	2,430
財務省	95,957	84,952	-11.5%	-3.6%	-8.5%	-1.9%	-6.6%	0.6%	0.0%	-50% 以上	47,979
文部科学省	6,076	3,031	-50.1%	-1.0%	-60.6%	0.2%	-60.8%	11.4%	0.0%	(注3) -	-
厚生労働省	89,848	89,535	-0.3%	-0.2%	-16.9%	15.1%	-32.0%	16.7%	0.0%	-50%	44,924
農林水産省	45,477	28,797	-36.7%	-12.2%	-21.0%	-11.0%	-9.9%	-3.4%	-0.2%	-50% 以上	22,738
経済産業省	15,430	6,796	-56.0%	-1.5%	-52.9%	-9.8%	-43.2%	-1.5%	0.0%	-50%	7,715
国土交通省	297,106	149,490	-49.7%	-2.3%	-46.9%	-5.0%	-41.9%	-0.5%	-0.1%	(注3) -	-
環境省	8,270	5,227	-36.8%	-2.8%	-34.2%	14.5%	-48.7%	0.3%	0.0%	-88% 以上	992
防衛省	1,266,100	933,371	-26.3%	-0.2%	-27.5%	1.7%	-29.2%	1.9%	-0.5%	-50%	633,050
会計検査院	3,287	1,595	-51.5%	-0.7%	-63.2%	-2.1%	-61.1%	12.4%	0.0%	(注3) -	-
デジタル庁	-	7	-	-	-	-	-	-	-	(注4) -	-
政府全体	2,202,728	1,585,497	-28.0%	-1.0%	-27.5%	0.7%	-28.1%	0.7%	-0.2%	-50% 以上	1,101,364
内閣官房・内閣府	42,533	18,511	-56.5%	-0.6%	-32.0%	-5.5%	-26.5%	-23.9%	0.0%	(注2) -50% 以上	21,267

(注1)電気の使用に伴うCO2排出量の算定に当たっては、電気事業者ごとの調整後排出係数の公表値を用いている。

(注2)内閣官房と内閣府の削減目標はこの2つの機関を合わせたの目標である。

(注3)当該府省庁が作成した実施計画における温室効果ガス削減計画において、2030削減目標の電気の排出係数は基礎排出係数を使用している。

(注4)デジタル庁は2021年度に新設されたため、具体的な削減目標値は未策定である。

※図中の数値は小数点第2位以下を四捨五入して表示。

※本表における「2030年度削減目標」は、各府省庁における実施計画の「温室効果ガスの総排出量に関する目標」における値である。

※本表における「2030年度目標排出量」は、各府省庁の基準年度の排出量を基に、各府省庁の2030年度の削減目標(%)が最低限達成されたと仮定して環境省において計算したものであり、各府省庁の実施計画中の温室効果ガス排出削減計画の値とは異なることがある。

2021年度実施状況の点検結果

- 2021年度の温室効果ガス総排出量は、調整後排出係数に基づき算定した場合、基準年度である2013年度に比べ、50%削減目標に対して、28.0%の減少となり、順調に進んでいると考えられる。
- 温室効果ガス総排出量以外の数量的目標の達成状況については以下のとおり。
 - 代替不可能な場合を除いたストックでの電動車の導入割合については基準年度から19.8pt上昇したものの、100%の導入目標に対して29.1%に止まっている。
 - 再生可能エネルギー電力の調達割合については、本調査から追加されたもので、2030年度60%目標に対して27.0%である。
 - LED照明の導入割合は基準年度から21.0pt上昇したものの、100%の導入目標に対して27.5%に止まっている。
- 今後は、2021（令和3）年10月に改定された政府実行計画に基づき、新たな2030年度の削減目標の達成に向けて、特に以下の点に重点的に取り組む必要がある。
 - ・太陽光発電については、今回の調査結果を踏まえ、各府省庁において自らの実施計画に基づき、2023年度中を目途に太陽光発電の整備計画を策定して取組を進めていく。
 - ・電動車の100%導入、LED照明の100%導入に向けて、優良事例の共有などで取組を促進していく。
 - ・新たに追加された目標である新築建築物のZEB化、再生可能エネルギー電力の調達については、FU調査等を通じて詳細な状況を把握しながら、取組を更に促進していく。
 - ・施設のエネルギー消費量を抑えるために、内窓の設置や樹脂サッシ等の導入により断熱性能の向上を図る。
 - ・2050年カーボンニュートラル達成のため、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進め、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討する。

中央環境審議会の意見

○関係省庁参加の下、2023年3月16日に、2022年度中央環境審議会地球環境部会低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会（座長：大塚直 早稲田大学大学院法務研究科教授）を開催し、各府省庁の実施計画の点検結果のとりまとめについて中央環境審議会としての意見を聴取した。

1. 取組に対する主な意見

- 公用車について、今後再エネを調達した上で電気自動車の活用を進めるべき。
- 新築建築物のZEB化だけでなく、既存建築物についても、省エネ診断の推進、省エネ改修、高効率設備の導入等を進めるべき。
- 最先端の空調などの新技術の率先導入や調達について検討すべき。
- 各府省庁における各取組での優良事例や設備導入の方法論を横展開できるような体制を構築すべき。

2. 調査内容に対する主な意見

- 各府省庁の取組の実施に当たり、省エネ診断やBEMSといった「見える化」の結果がどう生かされているか深掘りしていくべき。

3. その他の意見

- 国、地方公共団体や独立行政法人等で対策に共通性があるものは、組織的な縦割りを排して情報共有する仕組みを考えるべき。

点検結果を踏まえた今後の対応

○点検結果において重点的に取り組む必要があるとされた以下の事項について、着実に取組を進める。

- ・太陽光発電については、今回の調査結果を踏まえ、各府省庁において自らの実施計画に基づき、2023年度中を目途に太陽光発電の整備計画を策定して取組を進めていく。
- ・電動車の100%導入、LED照明の100%導入に向けて、優良事例の共有などで取組を促進していく。
- ・新たに追加された目標である新築建築物のZEB化、再生可能エネルギー電力の調達については、FU調査等を通じて詳細な状況を把握しながら、取組を更に促進していく。
- ・施設のエネルギー消費量を抑えるために、内窓の設置や樹脂サッシ等の導入により断熱性能の向上を図る。
- ・2050年カーボンニュートラル達成のため、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進め、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討する。

○その際、優良事例の横展開、新たな技術等に係る情報や地方公共団体・独立行政法人における対策と共通性があるものの情報共有を行いつつ、各府省庁の取組を検討する場として、関係府省庁が参加する連絡会議を新たに設置する。